



発行 新潟県

第79号

令和2年10月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1128 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1129 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1130 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1131 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1132 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1133 公共測量の実施通知(監理課)
- 1134 公共測量の実施通知(監理課)
- 1135 公共測量の終了通知(監理課)
- 1136 公共測量の終了通知(監理課)
- 1137 公共測量の終了通知(監理課)
- 1138 道路の区域変更(道路管理課)
- 1139 道路の供用開始(道路管理課)
- 1140 構造計算適合性判定業務の委任(建築住宅課)

## 公 告

- 徴税吏員証及び検税吏員証の無効(税務課)
- 新潟県准看護師試験の実施(医師・看護職員確保対策課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 選挙管理委員会告示

- 28 政治資金規正法による政治団体の届出(選挙管理委員会)
- 29 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)
- 30 政治資金規正法による政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)
- 31 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨(期限後提出分)(選挙管理委員会)
- 32 政治資金規正法による資金管理団体の届出(選挙管理委員会)

## 公安委員会規則

- 13 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

## 正 誤

- 令和2年6月23日付け県報第47号告示第742号中(治山課)
- 令和2年9月25日付け県報第73号告示第1053号中(治山課)

告 示

## ◎新潟県告示第1128号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	しばた24	新潟県新発田市富塚町1丁目1番地11号 コーポ石井106号	一般社団法人HK	令和2年10月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	ケアシスタ福祉用具	新潟県魚沼市四日町25番地1	株式会社ケアシスタ	令和2年10月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ケアシスタ福祉用具	新潟県魚沼市四日町25番地1	株式会社ケアシスタ	令和2年10月1日

◎新潟県告示第1129号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ウイルアシスト事業所	新潟県燕市小池5143番地	株式会社青芳	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和2年9月3日	令和2年9月30日
ウイルアシスト事業所	新潟県燕市小池5143番地	株式会社青芳	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和2年9月3日	令和2年9月30日

◎新潟県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和2年10月8日認可した。

令和2年10月16日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和2年10月19日から令和2年11月16日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	巻東町	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1132号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和2年9月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
北星建設株式会社  
鈴木 芳太郎
- 3 主たる営業所の所在地  
村上市勝木字西川原1007-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第20601号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年9月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
平野工務店  
平野 潔
- 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市青海636
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第11258号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和2年9月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社伊部工務店  
伊部 浩明
- 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市安政町1-43-101
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第9004号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和2年9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年9月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社大津土建  
小林 哲志
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市与板町榎原2954
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第7271号
  - 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年8月31日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社山際総合建設  
山際 康平
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区鳥原170-3
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第3955号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年9月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
残熊サッシ工業有限会社  
残熊 道春
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区高志1-13-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第13631号
  - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年9月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社E&Cマクロム  
堀内 研一
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区小針台9-21
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-29)第3492号
  - 5 処分の内容 電気通信工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年9月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ワタナベ建装  
渡邊 進
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市荒町甲1456-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21866号
  - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年9月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
小形工務店  
小形 義雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市真野原外3472-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第21908号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年9月10日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社勇和工業  
佐々木 一路
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市御殿山町15-53
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44435号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年8月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社カタノ設備  
片野 眞知子
-

- 3 主たる営業所の所在地  
村上市大字山辺里736-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第20753号
  - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年9月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社オーサキ  
大崎 弘
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区江南5-1-26
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41414号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年9月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年8月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
瀬下建築  
瀬下 広喜
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市大字吉山新田9-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18981号
  - 5 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年8月31日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社村田組  
村田 和貴
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市高柳町岡野町4613-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第9043号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年8月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

株式会社企画興業

杉澤 洋子

3 主たる営業所の所在地

上越市国府1-15-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第19779号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年8月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社関東屋左官店

関 晃

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市浦佐1412

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44860号

5 処分の内容 大工工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年8月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

にいがた制御株式会社

小川 廣志

3 主たる営業所の所在地

村上市坂町2742-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第44841号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和2年8月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社百花園

佐藤 富士夫

3 主たる営業所の所在地

長岡市上条町726-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第6588号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和2年8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和2年8月20日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社谷村建設  
ト部 友典
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市寺町1-6-35
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-30)第42942号
  - 5 処分の内容 鉄筋工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年9月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
高橋興業  
高橋 忠明
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市小平尾1672-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44901号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和2年8月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社佐藤溶接工業所  
佐藤 博司
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区中沢町5-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第1372号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和2年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 

**◎新潟県告示第1133号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
  - 2 作業期間 令和2年10月1日から令和3年3月19日まで
  - 3 作業地域 新潟市西蒲区間瀬 他
- 

**◎新潟県告示第1134号**

---



測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 須巻地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年10月19日から令和3年3月5日まで
- 3 作業地域 胎内市須巻 地内

#### ◎新潟県告示第1135号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 樽田地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和元年10月7日から令和2年8月17日まで
- 3 作業地域 上越市安塚区樽田ほか地内

#### ◎新潟県告示第1136号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、百津地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 百津地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年3月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 阿賀野市百津 地内

#### ◎新潟県告示第1137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（団体営（非補助）土地改良事業 六九・中ノ郷地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年3月16日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 阿賀野市寺社 地内

#### ◎新潟県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市北小浦字和木浜871番2から	新	8.4～36.6メートル	111.2メートル

同市北小浦字下り松872番2まで	旧	7.6～28.0メートル	111.2メートル
------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市北小浦字和木浜871番2から同市北小浦字下り松872番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年10月16日

◎新潟県告示第1140号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事が指定する者に、法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたため、法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角英世

- 1 名称及び住所  
株式会社 都市居住評価センター  
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 2 業務区域  
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
次の各号に掲げる業務以外の業務
  - (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
  - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
令和2年10月15日

公 告

徴税吏員証及び検税吏員証の無効について（公告）

次の徴税吏員証及び検税吏員証は、亡失したので無効とした。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角英世

徴 税 吏 員 証				
亡失年月日	番 号	所 属	職 名	氏 名
令和2年10月6日	第8350号	上越地域振興局県税部	課長代理	西條 治彦

検 税 吏 員 証				
亡失年月日	番 号	所 属	職 名	氏 名
令和2年10月6日	第2449号	上越地域振興局県税部	課長代理	西條 治彦

## 新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、第68回新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

## 【前回試験からの変更点】

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、受験定員を100人とし、受験願書の配布方法を変更しました。詳しくは、本要領「8」を参照してください。

## 1 試験日時

令和3年2月7日（日）

午後1時30分から午後4時00分まで（受験者集合・着席は午後1時00分）

## 2 試験場所

新潟県庁

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

## 3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

## 4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

## 5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和3年3月16日（火）までに卒業見込みの者を含む。）

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和3年3月16日（火）までに卒業見込みの者を含む。）

(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和3年3月16日（火）までに卒業見込みの者を含む。）

(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和3年3月16日（火）までに卒業見込みの者を含む。）

(5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和3年3月16日（火）までに卒業見込みの者を含む。）

(6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

## 6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(6)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

(1) 受験願書

(2) 准看護師試験受験願書データ

(3) 受験票

(4) 写真台帳

正面上半身（出願前6か月以内に脱帽して撮影）、裏面に学校養成所名（既卒者は卒業した学校養成所名）及び氏名を記入すること。提出は、次の方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者については、写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者については、受験願書等の受付期間中に提出書類一式と身分証明書等（パスポート、運転免許証、学生証、在留カード等）を、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に受験者本人が直接持参のうえ、確認を受けること。

## (5) 受験資格を証明する書類

## ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証明書(卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること。)

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあつては、令和3年3月8日(月)午後5時まで(必着)に卒業証明書若しくは修業証明書を提出すること。

なお、令和3年3月8日(月)午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡すること。指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの、及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

## イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し(原本も提示すること。)

## (6) 返信用封筒

## ア 受験票送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所・氏名を明記した角型2号(A4サイズが入るもの)に440円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所で受験関係書類をとりまとめて提出する場合は、学校養成所にまとめて送付するので、返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

## イ 合格通知送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所(令和3年3月中旬に確実に郵便物が届く住所を記載すること。)、氏名を明記した長形3号の返信用封筒に404円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所にまとめて送付を希望する場合は、角型2号の返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

## 7 受験手数料 6,900円

(1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。

(2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四銀行県庁支店に次のように手続きをすること。

ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数とその総額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下記宛に申し込むこと。

宛先：〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四銀行県庁支店県証紙担当宛

(電話025-285-7811)

イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。

ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。

## 8 受験願書の配布方法

配布方法は、次の(1)及び(2)のとおりとし、(2)については、電話による申込受付で先着順とする。

## (1) 先行配布

## ア 期間及び時間

令和2年10月16日(金)から令和2年10月23日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

## イ 対象者

(ア) 新潟県内の看護師等学校養成所を卒業した者、若しくは在籍している者

(イ) 新潟県外の看護師等学校養成所の卒業(修業)又は卒業(修業)見込み者で新潟県内に住民登録している者

(ウ) 新潟県内で准看護師として就業することが内定している者

## ウ 必要書類

以下のものを持参または郵送すること

上記イ(ア)の者で、養成所職員以外の者が申請する場合は卒業(修業)証明書

(イ)の者 住所が分かるもの(例)住民票の写し、運転免許証の写し等

(ウ)の者 就業する予定の医療機関が発行した内定証明書(任意様式)

エ 配布場所及び方法

(7) 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(イ) 郵送による配布を希望する場合

以下の書類を表面に「准看護師試験願書請求」と朱書で明記した封筒に入れ、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課宛てに郵送すること。書類に不備がある場合、返信できないこともあるので留意すること。

- ① 表面に返信先(請求者)の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号(A4サイズが入るもの)の返信用封筒
- ② 上記①には、140円分の郵便切手(1部の場合)を貼付する。
- ③ 請求者の氏名及び連絡先を記載したメモ

(2) 通常配布

ア 事前受付期間及び時間

令和2年10月28日(水)から令和2年11月4日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

イ 対象者

8(1)先行配布以外の者

電話で新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係に配布可否について必ず確認し、配布可能な場合は、8(1)エにより配布する。

9 受験願書等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和2年12月2日(水)から令和2年12月4日(金)までの3日間とする。

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとし、印鑑を準備すること。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和2年12月4日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 提出方法

学校養成所を令和3年3月16日(火)までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

10 受験票の送付

令和3年1月27日(水)までに受験票が届かない場合は、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照会すること。

11 合格発表

(1) 令和3年3月12日(金)午前10時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び新潟県ホームページに合格者の受験番号を掲示する(電話等による照会には応じない。)

(2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する(合格者には合格証書を郵送する。)

(3) 試験結果の開示

ア 内容 ・ ・ 個人の総合得点

イ 方法 ・ ・ 受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。

ウ 期間 ・ ・ 令和3年3月12日(金)から4月9日(金)の午前9時から午後5時まで

(ただし、3月12日(金)は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出により、受験の際に、その障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係

(新潟県庁行政庁舎12階)

住所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5178(直通)

## 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角 英世

## 1 落札件名及び数量

- |   |    |
|---|----|
| (1) ロータリ除雪車(2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)       | 1台 |
| (2) ロータリ除雪車(2.6m220KW級、ロング雪切板付)             | 1台 |
| (3) ロータリ除雪車(2.6m220KW級、スイング式雪切板付)           | 1台 |
| (4) ロータリ除雪車(2.6m220KW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付) | 1台 |
| (5) ロータリ除雪車(2.6m級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)      | 1台 |
| (6) 除雪グレーダ(3.7m級、シャッターブレード付)                | 1台 |
| (7) 除雪グレーダ(4.0m級、シャッターブレード付)                | 1台 |
| (8) 除雪ドーザ(14t級、反転エッジ付)                      | 1台 |
| (9) 除雪ドーザ(18t級、反転エッジ付)                      | 2台 |
| (10) 除雪ドーザ(11t級、反転エッジ、ロータリ除雪装置付)            | 1台 |
| (11) 小形除雪車(1.0m級)                           | 1台 |
| (12) 小形除雪車(1.0m級、草刈装置付)                     | 1台 |
| (13) 小形除雪車(1.3m級、草刈装置付)                     | 1台 |
| (14) 凍結防止剤散布車(3t級、4×4)                      | 2台 |
| (15) 凍結防止剤散布車(4t級、4×4)                      | 1台 |
| (16) 凍結防止剤散布車(湿式4t級、4×4)                    | 1台 |

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

## 3 落札決定日

令和2年9月8日

## 4 落札者の氏名及び住所

- 上記1(1)~(3)及び(12)について  
株式会社コバリキ  
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
- 上記1(4)、(5)、(11)、(13)及び(16)について  
株式会社N I C H I J O北陸営業所  
新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番8号
- 上記1(6)~(9)について  
コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー  
東京都港区白金1丁目17番3号
- 上記1(10)について  
日本キャタピラー合同会社新潟営業所  
新潟県新潟市西区山田2307番地108
- 上記1(14)及び(15)について  
英和株式会社産業機械営業部北日本産機グループ  
新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1番54号

## 5 落札価格

- 上記1(1)について  
46,957,390円
- 上記1(2)について  
46,264,390円
- 上記1(3)について  
46,924,390円

- (4) 上記1(4)について  
50,389,390円
- (5) 上記1(5)について  
68,649,390円
- (6) 上記1(6)について  
35,319,390円
- (7) 上記1(7)について  
35,209,390円
- (8) 上記1(8)について  
18,049,390円
- (9) 上記1(9)について  
42,324,780円
- (10) 上記1(10)について  
31,850,300円
- (11) 上記1(11)について  
11,009,390円
- (12) 上記1(12)について  
16,069,390円
- (13) 上記1(13)について  
30,149,390円
- (14) 上記1(14)について  
39,741,900円
- (15) 上記1(15)について  
21,740,950円
- (16) 上記1(16)について  
25,340,730円
- 6 契約決定方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
令和2年7月28日

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量  
乳腺バイオプシー装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
令和2年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
源川医科器械株式会社  
新潟県新潟市中央区西堀通三番町258番地41
- 5 落札価格  
46,310,000円
- 6 契約決定方式

- 一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
令和2年7月31日

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、筋電図誘発電位検査装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年10月16日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
筋電図誘発電位検査装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和3年3月31日(水)
- (4) 納入場所  
新潟県立リウマチセンター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札等参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-0054  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立リウマチセンター経営課  
電話番号 0254-23-7751 内線2521
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和2年10月23日(金)午後5時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年10月29日(木)午前10時00分  
新潟県立リウマチセンター 2階 会議室

#### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨



- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(4) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県上越市第二支部	櫻庭節子	太田庄治	新潟県上越市中田原78-27	○	R02. 09. 29

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(4) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	公職の種類（第1号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
---------	--------	----------	-----------	------------	------------------	-------

とことん向き合う会	梅谷守	梅谷弥乃	新潟県上越市木田1-8-14	衆議院議員	梅谷守、衆議院議員	R02.08.28
-----------	-----	------	----------------	-------	-----------	-----------

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿賀野市未来創造研究会	加藤博幸	山崎守平	新潟県阿賀野市下条町10番23号	R02.08.18
あらさわ浩和後援会	荒澤浩和	荒澤紗織	新潟県阿賀野市金淵甲4672	R02.09.09
いずみ克彦を応援する会	和泉克彦	和泉恵	新潟県糸魚川市大字市振728-1	R02.08.25
いとうれい後援会	伊藤麗	川合真生	新潟県糸魚川市大字能生6993-1	R02.08.12
今井一志後援会	今井一志	今井秀子	新潟県阿賀野市金田町15-1	R02.07.13
遠藤孝後援会	波多野裕一	波多野一雄	新潟県阿賀野市保田6144-2	R02.08.21
岡本こうすけ後援会	竹内誠	岡本康佑	新潟県三条市西本成寺1丁目10番5号	R02.09.25
白鳥賢後援会	村松浩太郎	白鳥直子	新潟県三条市本町1丁目3番17号	R02.09.16
正しい道を市民と共に歩む会	吉野信哉	竹内英子	新潟県柏崎市西本町1丁目11-21	R02.09.29
新潟県改革協議会	上杉知之	西村幸子	新潟県新潟市中央区新光町17番地	R02.08.28
長谷川さとの後援会	長谷川智	長谷川智	新潟県東蒲原郡阿賀町白崎2579番地5	R02.09.28
藤家貴之後援会	鳶田眞六	藤家彰人	新潟県三条市駒込1505	R02.09.25
立憲にいがた	大淵健	馬場徹	新潟県新潟市中央区出来島1-5-1	R02.08.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党新潟県長岡市三島郡第一支部	高見美加	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市金沢6-2-72	新潟県長岡市金町1-4-26	R02.09.05
自由民主党新潟県大潟区支部	内山米六	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	新潟県上越市大潟区土底浜2964 内山米六	新潟県上越市大潟区犀潟579-2 広瀬和美	R02.07.11 R02.07.11
自由民主党新潟県LPガス支部	菅井裕人	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区白山浦1丁目636番地30	新潟県新潟市中央区川岸町1丁目47-1	R02.08.03
自由民主党新潟県医師会支部	堂前洋一郎	代表者の氏名 会計責任者の氏名	堂前洋一郎 木島秀人	渡部透 石田央	R02.08.27 R02.08.27

自由民主党新潟 県宅建支部	河端信雄	代表者の氏名	河端信雄	志田常弘	R02.06.16
自由民主党新潟 県支部連合会遺 族会支部	中山恭夫	会計責任者の氏名	中山恭夫	横山益郎	H31.04.01
自由民主党新潟 県看護連盟支部	佐藤和泉	会計責任者の氏名	斎藤真利子	牧野知津子	R02.07.01
自由民主党朝日 支部	鈴木源左衛 門	主たる事務所の所 在地	新潟県村上市猿 沢2680	新潟県村上市釜 杭643	R02.07.20
自由民主党新潟 県石油販売業支 部	早山康之	主たる事務所の所 在地	新潟県新潟市中 央区白山浦1- 636-30	新潟県新潟市中 央区川岸町1-47 -1	R02.08.03

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
遠藤孝後援会	浅野忠栄	代表者の氏名	浅野忠栄	波多野裕一	R02.08.28
大平えいじ後援会	住安正信	主たる事務所の所 在地	新潟県魚沼市穴 沢130番地	新潟県魚沼市四 日町1378番地	H31.04.01
菊守青年同盟薫 風櫻花塾新潟県 総本部	佐藤和基	会計責任者の氏名	佐藤和基	吉田一男	R02.08.25
小島たかし後援会	濱口章	会計責任者の氏名	浅井忠雄	富山修一	H31.03.01
さくらの会	櫻庭節子	主たる事務所の所 在地	新潟県上越市中 田原78-27	新潟県上越市東 本町3丁目1番22 号	R01.06.01
全国LPガス政治 連盟新潟県支部	菅井裕人	会計責任者の氏名 主たる事務所の所 在地	櫻庭孝生 新潟県新潟市中 央区白山浦1丁 目636番地30	漆間和美 新潟県新潟市中 央区川岸町1-47 -1	R01.05.31 R02.08.01
新潟県医師連盟	堂前洋一郎	代表者の氏名	堂前洋一郎	渡部透	R02.06.13
新潟県看護連盟	佐藤和泉	会計責任者の氏名	木島秀人	石田央	R02.06.13
新潟県石油政治 連盟	早山康之	会計責任者の氏名 主たる事務所の所 在地	斎藤真利子 新潟県新潟市中 央区白山浦1- 636-30	牧野知津子 新潟県新潟市中 央区川岸町1丁目 47-1	R02.07.01 R02.08.03
新潟県中小企業 政治連盟	堀一	主たる事務所の所 在地	新潟県新潟市中 央区白山浦1丁 目636番地30	新潟県新潟市中 央区川岸町1-47 -1	R02.08.17
新潟県水落敏栄 後援会	中山恭夫	代表者の氏名	中山恭夫	横山益郎	H31.04.01
はじめ会	長下部眞廣	会計責任者の氏名 主たる事務所の所 在地	中山恭夫 新潟県新発田市 大栄町6-6- 4	横山益郎 新潟県新発田市 大字上楠川388	H31.04.01 R02.09.01
長谷川あり後援会	麻田克子	代表者の氏名	長下部眞廣	祖父江八紀	R02.09.01
民主にいがた	佐藤伸広	代表者の氏名 主たる事務所の所 在地	麻田克子 新潟県新潟市中 央区出来島1-	佐藤かつ子 新潟県長岡市川 口田麦山1817	R02.07.23 R02.08.17

5-1  
 みんなで進む新潟 安念諫 主たる事務所の所在地 新潟県新潟市中央区関屋金衛町1丁目229番地7 新潟県新潟市西区青山2丁目3番32号 R02.07.27

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
柳田友徳後援会	菅原 健	H31.01.05

(2) 収支報告書の要旨

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(単位 円)

柳田友徳後援会  
 報告年月日 R02.03.31

1 収入総額	593,697
前年繰越額	593,697
2 支出総額	425,734
3 支出の内訳	
経常経費	242,134
人件費	141,000
光熱水費	4,334
事務所費	96,800
政治活動費	183,600
機関紙誌の発行その他の事業費	183,600
宣伝事業費	183,600

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成30年分 (単位 円)  
 [政党の支部]

自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部  
 報告年月日 R02.03.02

1 収入総額	3,857,596
--------	-----------

本年收入額	3,857,596
2 支出総額	2,930,852
3 本年收入の内訳	
寄附	1,136,000
団体分	1,136,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,654,892
総会	361,000
秋の研修会	1,293,892
借入金	1,066,704
美濃欣之	1,066,704
4 支出の内訳	
経常経費	78,360
備品・消耗品費	78,360
政治活動費	2,852,492
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	173,800
機関紙誌の発行その他の事業費	928,692
宣伝事業費	653,992
政治資金パーティー開催事業費	274,700
寄附・交付金	173,800
その他の経費	1,750,000
5 寄附の内訳	
〔団体分〕	
年間5万円以下のもの	1,136,000
6 資産等の内訳	
〔借入金〕	
美濃欣之	5,145,466

[その他の政治団体]

くらしげ政樹後援会

報告年月日 R02.03.24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田村正宏後援会

報告年月日 R02.03.30

1 収入総額	913,995
本年收入額	913,995
2 支出総額	913,995
3 本年收入の内訳	
寄附	413,995
個人分	413,995
借入金	500,000
中倉茂和	100,000
権山出	150,000
大石義治	100,000
金城雅子	150,000
4 支出の内訳	
政治活動費	913,995
機関紙誌の発行その他の事業費	413,995

宣伝事業費	413,995	
その他の経費	500,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
田村正宏	413,995	三条市

柳田友徳後援会

報告年月日 R02.03.31

1 収入総額	1,900,000	
本年收入額	1,900,000	
2 支出総額	1,306,303	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,900,000	
個人分	1,900,000	
4 支出の内訳		
経常経費	742,161	
人件費	120,000	
光熱水費	25,451	
備品・消耗品費	92,828	
事務所費	503,882	
政治活動費	564,142	
組織活動費	79,738	
選挙関係費	13,940	
機関紙誌の発行その他の事業費	470,464	
宣伝事業費	470,464	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
柳田友徳	1,900,000	西蒲原郡弥彦村

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年10月16日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
梅谷守	衆議院議員	とことん向き合う会	新潟県上越市木田1-8-14	R02.08.23

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月16日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(試験の場所等)</p> <p><b>第20条</b> 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上越市西本町</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、<u>長岡支所、上越支所、佐渡支所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番</u>とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地为管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、<u>また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番</u>においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取消し申請における申請用写真の省略)</p> <p><b>第24条の4</b> 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、<u>古町出張所又は</u></p>	<p>(試験の場所等)</p> <p><b>第20条</b> 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>上越市柿崎区直海浜</u> (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署（<u>佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番</u>とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地为管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、<u>長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番</u>において、<u>また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番</u>においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(取消し申請における申請用写真の省略)</p> <p><b>第24条の4</b> 規則第30条の9第3項の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は<u>上越警察署に</u></p>

警察署(佐渡警察署を除く。)において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

別表第3

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、 <u>長岡支所、上越支所</u> 、佐渡支所及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口	(略)	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに <u>県内各警察署</u> (佐渡警察署を除く。)の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎及び <u>長岡警察署</u> 栃尾幹部交番	(略)	
運転免許センター、 <u>長岡支所</u> 及び <u>上越支所</u>	(略)	
(略)		
住所地を管轄する警察署の更新窓口	一般運転者講習対象者	(略)
		津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
上越警察署安塚幹部交番	一般運転者講習対象者	上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、長岡支所、佐渡支所及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、 <u>上越</u> 、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに <u>上越警察署</u> 安塚幹部交番	(略)	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、 <u>県内各警察署</u> (佐渡警察署を除く。)の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、 <u>長岡警察署</u> 栃尾幹部交番及び <u>上越警察署</u> 安塚幹部交番	(略)	
運転免許センター及び <u>長岡支所</u>	(略)	
(略)		
住所地を管轄する警察署の更新窓口	一般運転者講習対象者	(略)
		津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、 <u>上越</u> 、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
	違反運転者等講習対象者	上越、妙高及び糸魚川の各警察署管内に住所地を有する者
上越警察署安塚幹部交番	一般運転者講習対象者	上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住



(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">者及び 違反運 転者等 講習対 象者</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">所地を有する者</td> </tr> </table>	者及び 違反運 転者等 講習対 象者	所地を有する者
者及び 違反運 転者等 講習対 象者	所地を有する者		

附 則

この規則は、令和2年11月24日から施行する。

正 誤

令和2年6月23日付け新潟県告示第742号（保安林の指定予定）中

ページ	行	誤	正
22	18	当該立木の所在する市長村に係る	当該立木の所在する市町村に係る

令和2年9月25日付け新潟県告示第1053号（保安林の指定）中

ページ	行	誤	正
7	21	当該立木の所在する市長村に係る	当該立木の所在する市町村に係る